

宮城県における計画処分量及び施設設置に必要な面積 別添2

1. 計画最終処分量

計画最終処分量は、廃棄物保管量データ及び最近の県内における8,000Bq/kg超えの廃棄物の発生状況を勘案して設定すると8,700トンとなる。
(単位:トン)

種別	保管量 H25.8月末時点	保管量データ より必要処分量を算出	計画 最終処分量
農林業系副産物	3,906.7	5,299.4※1	5,300
浄水発生土	1,011.2	1,011.2	1,100※2
その他	37.5	37.5	700※3
仮設炉解体材			1,600※4
合計	4,955.3	6,348.1	8,700

※1 農林業系副産物の必要処分量は、8,000Bq/kgを超える農林業系副産物を処分場に併設する仮設焼却炉で焼却した時に発生する焼却灰(残滓率10%)と8,000Bq/kg以下(保管量約6万2千トン)の農林業系副産物を既存の焼却施設で焼却した時に8,000Bq/kgを超える焼却灰として発生する量(原則として10%と推計(比較的低濃度のものについては3%))の合計。(参考1)

※2 浄水発生土の計画最終処分量については、放射性物質濃度が低下し、今後指定廃棄物の発生する可能性が低くなっているため、現時点での保管量から1,100トンと設定した。

※3 その他として、浄水発生土及び農林業系副産物の計画最終処分量の合計の10%を見込む。

※4 仮設焼却炉(焼却能力35トン/日)の解体材として1,600トンと設定した。(参考2)